

滋賀県警察交通安全施設長寿命化計画 (個別施設計画)

令和2年6月
滋賀県警察交通部交通規制課

1. 策定の趣旨

本計画は、インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月)および滋賀県公共施設等マネジメント基本方針(平成28年3月)に基づき、戦略的な維持管理・更新等を推進するため、個別施設毎の具体的な対応方針を定める計画として策定するものです。

2. 対象施設

滋賀県公共施設等マネジメント基本方針における「3. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」の「13. 交通安全施設」にかかる以下の施設とする。

- ・信号柱
- ・信号制御機
- ・信号灯器
- ・管制情報板
- ・交通流監視カメラ
- ・情報収集提供装置
- ・情報収集装置
- ・オーバーハング標識柱

3. 計画期間

可能な限り計画期間の長期化を図ることで、中長期的な維持管理・更新等に係るコストの見通しの精度向上を図るため、令和2年度から令和11年度までの10年間とする。

4. 個別施設の状態等

(1)施設の劣化・損傷の状況や要因等

各施設の老朽化状況については以下のとおり(令和2年3月末現在)

・信号柱	9,659本中	456本	(約4.7%)	更新基準を超過
・信号制御機	2,304基中	313基	(約13.6%)	更新基準を超過
・信号灯器	25,935灯中	6,749灯	(約26.0%)	更新基準を超過
・管制情報板	18基中	7基	(約38.9%)	更新基準を超過
・交通流監視カメラ	22基中	4基	(約18.2%)	更新基準を超過
・情報収集提供装置	470基中	216基	(約46.0%)	更新基準を超過
・情報収集装置	1,716基中	448本	(約26.1%)	更新基準を超過
・オーバーハング標識柱	1,575本中	1,088本	(約69.1%)	更新基準を超過

(2)点検・診断の実施方針

「交通安全施設管理規則」(平成7年12月14日滋賀県公安委員会規則第4号)に基づいた点検を行うほか、委託業者による点検等の結果に基づき施設の劣化状況や修繕の優先度を把握する。

5. 対策の優先順位の考え方

(1)目標使用年数

更新基準は下記のとおりとする。

信号制御機以外の施設については、点検結果により更新基準を超えて使用する場合がある。

・信号柱	鋼管柱	50年
	コンクリート柱	42年
・信号制御機		19年
・信号灯器		20年
・管制情報板		19年
・交通流監視カメラ		19年
・情報収集提供装置		19年
・情報収集装置		19年
・オーバーハング標識柱		20～40年

(2)当該施設が果たしている役割等を踏まえた優先順位の考え方

信号制御機は、故障により交通事故等道路上における危険を誘発するおそれが高いことから、他の施設に優先して更新する。

その他の施設は、点検の結果に基づき、腐食等の劣化状況に応じてランク付けを行い、優先度の高いものから更新する。

対策の実施にあたっては、施設の劣化状況や点検・診断結果等を踏まえ、財政負担の平準化等も考慮しながら、計画的に行うものとする。

6. 対策内容と実施時期

(1) 基本的な方針

施設総量の適正化を図るため、設置に際しては真に必要な箇所を精査し選定を行う。また、必要性の低下した施設については廃止(撤去)や必要な箇所へ移設をするなどの取組を推進し、将来の更新や維持管理に係るトータルコストの縮減・平準化を図る。

(2) 取組方針

① 点検・診断等

- 交通安全施設管理規則に基づいた点検を実施するほか、委託業者による点検等の結果に基づき施設の劣化状況や修繕の優先度を把握する。
- 点検により判明した劣化程度や、更新・補修の履歴をデータベースにより適切に集積し、施設の維持管理・修繕・更新計画へ反映させるメンテナンスサイクルを確立する。

② 安全確保

- 施設管理において、県民・利用者の安全確保を最重要事項として認識し、点検等により劣化が著しい施設を把握した場合に優先的に更新を行う。特に緊急を要する場合は、速やかに安全確保のための措置を講じる。

③ 耐震化

- 「滋賀県地震防災プログラム」に基づき、信号柱等の更新事業を推進する。
- 災害時の信号機の滅灯を防ぎ、緊急交通路の円滑な通行を確保するため、電源付加装置の整備と灯器のLED化による省電力化を図る。

④ 施設総量の適正化

- 交通環境の変化に伴い、設置当初の必要性が低下した施設については廃止もしくは必要性のある箇所への移設を検討する。
- 一灯点滅式信号機については、一時停止の交通規制その他の対策により代替が可能な場合は、信号機の撤去を検討する。

⑤ 長寿命化

- 柱を更新する際は、防食塗装を実施して腐食防止に努めるとともに、点検の実施により劣化状況を把握し、適切な対応をとる。

⑥ 維持管理・修繕・更新等

- 更新基準を超過する施設数が年度ごとに変動することから、中期的に平準化して更新を計画することにより、財政負担の偏りを解消する。

7. 対策費用

各施設を更新基準年数で平準化した場合の必要予算

	ストック数	更新基準	必要事業数	単価(千円)	必要予算(千円)
信号柱	9,659本	50年	193本	1,000	193,000
信号制御機	2,304基	19年	121基	1,064~2,662	205,294
信号灯器(車両用)	15,648灯	20年	782灯	188	147,016
信号灯器(歩行者用)	10,287灯	20年	514灯	128	65,792
管制情報板	18基	19年	1基	22,304	22,304
交通流監視カメラ	22基	19年	1基	4,714	4,714
情報収集提供装置	470基	19年	25基	960	24,000
情報収集装置	1,716基	19年	90基	512	46,080
オーバーハング標識柱	1,575本	40年	39本	672	26,208
合 計					734,408

※対策費用については随時見直しを行う。

※この計画により予算が確定されるものではない。

※単価は令和2年度の警察庁単価。ただし信号柱は近年の平均執行額である。

8. 更新履歴

更新年月	更新した内容